

タイ

新田事務課長

以上ノ明言シタル以上聲明書ヲ出スハ必要ヲ認メテ
イ

高橋謙次

待過改善ノ歎願書ニ付テ申回答ヲ承リタイ

新田事務課長

目下発表ニツイタモノハ帛祭金並ニ恩惠歩三分ノ
一取上ハ昇給ノ際ニ廢止ヲ為シタルニ項目ニシテ
更ニ近ク発表スヘキモノハ十項目位アリ其他ハ即
答ヲ進ルトモ今社ハ調査研究ノ上實施スルモノニ
シテ相商ノ時日ノ要スヘキニ付實行ニ依テ才答シタイ

淺口國太郎

東カヨリ来レル従業員中臨時雇ノ辭令アリ臨時ノ
ニテラ冠スル為メ職首ノ不安ハ益々増長ニ在リ
付考慮セラレタイ

新田事務課長

東カヨリ従業員ノ引継ヲ受クル際東カ会社ニ籍ノ
アルモノノ引継キヲ受クル約束ナリシモノ
ノ為社籍ナキモノ返テ引継ヲ受ケタル結果臨時雇
トシタルモノニシテ之ハ現場主任ノ申請ニ依テ不
採用ニスヘシ

淺口國太郎

新潟縣長岡ノ向頭ナルモノ送電線見廻ハ非常ニ難路